

はかた伝統工芸館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、はかた伝統工芸館（以下「工芸館」という。）に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員の人数は、5名程度とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから経済観光文化局長（以下「局長」という。）が選任する。

- (1) 専門的な知識または経験を有する者
- (2) その他局長が必要と認めるもの

3 利害関係人と判断された委員は、委員会に出席することができない、ただし、特別な事情が認められる場合は、この限りではない。

(委員会の目的)

第3条 委員会では、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の募集要項に関すること。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関すること。
- (6) その他局長が必要と認める事項

2 委員は、意見を述べるために、次の事項について確認する。

- (1) 指定管理者の候補者からの提案内容に関すること。
- (2) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関すること。
- (3) その他局長が必要と認める事項。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、局長が招集する。

2 局長が必要と認めるときは、専門的事項に関し知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる

(委員長)

第6条 委員は、互選により委員長を選出する。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

(委員会の公開、非公開)

第7条 委員会の公開・非公開については次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第3号、同項第4号、第2項第2号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。
- (2) 第3条第1項第2号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。ただし、公開することにより、当該委員会の適正な議事進行に支障が生じると認められるときは、この限りではない。
- (3) 第3条第1項第1号、同項第5号、第2項第1号に関する委員会については、非公開とする。

2 委員会の非公開については、委員会の冒頭において、その理由を明らかにしなければならない。

- 3 公開による委員会は、局長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、委員会の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
- 4 委員会に係る傍聴の手続等については、局長が定める。
- 5 委員会の公正性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない。
- 6 委員会資料及び議事録等は公表するものとする。

（守秘義務）

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。